

# イギリス国籍法制の構造的転換

——1981年イギリス国籍法における  
現代化および国籍概念——

宮内紀子

## はじめに

イギリスは、戦後、約30年間維持し続けた国籍法の基本構造を現代化するため、1981年イギリス国籍法（以下「1981年法」と略す<sup>(1)</sup>）を制定した。1981年法は、それまでの国籍法の構造を一部残しつつ、2000年以降の国籍法制に大きな影響を及ぼすような革新的側面を有していた。つまり、本法はイギリスの従前の国籍法制と、新たな段階への連続性を架橋するものであったと考えられる。

本稿では、まず、1981年法の制定背景として、帝國的構造を有したイギリスの国籍法制と、脱帝國的構造の契機となった出入国管理法制との関連性について概観し、また、そのなかでのイギリスの国籍概念の形成史について述べることにする。

1981年法の基本構造を考察することにより、帝國的構造の残存および、

---

(1) British Nationality Act 1981 (BNA 1981). なお、本法の「イギリス (the United Kingdom)」には、グレート・ブリテン、北アイルランド、マン島およびチャンネル諸島も含まれるが (BNA 1981, s 50(1)), 本稿での「イギリス」とは、グレート・ブリテンおよび北アイルランドとする。

出入国管理法制の影響による現代化への展開を明らかとする。また、1981年法の現代的展開のなかで、帝国としての歴史に深くかかわりながら形成されてきたイギリスの国籍概念が、どのようにとらえられているのかについても、合わせて考察をおこなう。

具体的には、以下、第1節では、1981年法制定以前の国籍法制と出入国管理の法制との関連について述べ、第2節は1981年法の基礎となった労働党による緑書について、第3節では、1981年法の概要を考察することで、国籍法制全体における本法の位置づけをおこなう。また、第4節では貴族院での「国民的地位」の創設をめぐる議論、1981年法における国籍概念を考察する。

## 1. 1981年国籍法制定の背景

1981年法制定以前、イギリスでは、1948年イギリス国籍法（以下「1948年法」と略す<sup>(2)</sup>）が制定され、イギリス本国、ドミニオンおよび植民地に出生したすべての者は、コモンウェルス市民とされていた。コモンウェルス市民は、イギリスおよび植民地市民（Citizens of the United Kingdom and Colonies、以下「CUKCs」と略す）、独立自治領（ドミニオン）の市民（Citizens of Independent Commonwealth Countries）および、市民権を持たないイギリス臣民（British subjects without citizenship）と、3つに細分化されていた。これらに加え、コモンウェルス市民や外国人とも異なる<sup>(4)</sup>、

---

(2) British Nationality Act 1948 (BNA 1948) (11 & 12 Geo 6 c 56). なお、1948年法および関連する出入国管理法制については、拙稿「1948年イギリス国籍法における国籍概念について—入国の自由の観点から—」法と政治第62巻第2号（2011）163頁—203頁を参照のこと。

(3) BNA 1948, s 1(2). 「コモンウェルス市民」は、「イギリス臣民」と互換的な文言として規定されていたが、本稿では、コモンウェルス市民に統一する。

イギリス保護民 (British Protected Persons, 以下「BPPs」と略す) の地位が存在したほか, アイルランド共和国市民が特権的地位を有していた。

コモンウェルス市民の法的地位を細分化したのは, ドミニオンがコモンウェルスにとどまりながら, 独立性を高めており, 国籍法上, ドミニオンと植民地とを分ける必要性が生じたためであった。そして, CUKCs としてイギリス本国と植民地とを同じ分類としたのは, 植民地が独立しコモンウェルス構成国となることにより, すべての植民地の市民が CUKCs から各コモンウェルス構成国の市民となり, 最終的にイギリス本国の市民のみが残ることで, 事実上のイギリス本国の市民権が形成されると想定されていたからであった。<sup>(5)</sup>

これらの法的地位は形式的分類であり, 出入国管理法制上, 差異はなく, すべてのコモンウェルス市民は自由にイギリス本国に入国することが可能であったため, コモンウェルス市民はイギリス本国にとって潜在的移民となったのであった。1948年法施行後, 実際にイギリスに入国しようとする New Commonwealth 移民 (以下「NCW 移民」と略す) が増加し, 一部地域では暴動が生じた。<sup>(6)</sup> そして, 1962年コモンウェルス移民法 (以下「1962年法」と略す)<sup>(7)</sup> が制定され, 旅券の発行権限により一部のコモンウェ

---

(4) *ibid* s 32(1).

(5) See, Randall Hansen, *Citizenship and Immigration in Post-War Britain: the Institutional Origins of a Multicultural Nation* (Oxford University Press 2000) 220.

(6) NCW の入国者数は, 1953年に「2万1000人」であったものが, 1960年には「5万8300人」に上っていた。Satvinder S. Juss, *Immigration, Nationality and Citizenship* (Mansell Publishing Limited 1993) 73. これらの移民は, 一部地域に集中し, 1958年には, ノッティングヒルおよびノッティンガムで暴動が生じた。See, Kathleen Paul, *Whitewashing Britain: Race and Citizenship in the Postwar Era* (Cornell University Press 1997) 155-59.

(7) Commonwealth Immigrants Act 1962 (CIA 1962).

ルス市民の入国が規制されるようになった。その後、本法を強化するため、旅券に加え血統的つながりを基準とする1968年コモンウェルス移民法（以下「1968年法」と略す<sup>(8)</sup>）が施行された。1948年法は、帝国領土に出生した者すべてをコモンウェルス市民とし、法的に平等な地位を認めており、帝國的構造を有していた。そのため、NCW 移民の流入が生じ、前述のコモンウェルス移民法により、一部のコモンウェルス市民の入国を規制することとなった。1962年法は、これらのコモンウェルス市民を対象とした初めての移民法であった。1962年法および、これを強化した1968年法は、国籍法制史において、脱帝國的構造の契機となる非常に重要な移民法であると位置づけることができるのである。

その後、イギリス国内で Enoch Powell による演説などにより<sup>(9)</sup>、移民や人種が選挙での争点とされ、移民の入国移民法の集大成としての1971年移民法（以下「1971年法」と略す<sup>(10)</sup>）が制定されることとなった。1971年法は、「パトリアル (patrial)」および「居住権 (right to abode)」という概念を規定した。そして、イギリスへの入国につき、外国人を含めすべての自然人をパトリアルか否かに区別し、パトリアルにのみイギリスへの入国の自由および居住権を認め<sup>(11)</sup>た。他方、パトリアルと認められなかった者は、イギリスでの労働や居住に許可証を要し、強制退去を強いられるおそれ<sup>(12)</sup>があった。つまり、1971年法は「パトリアル」の創設により事実上の

---

(8) Commonwealth Immigrants Act 1968.

(9) See, Enoch Powell, Speech to the Annual General Meeting of the West Midlands Area Conservative Political Centre, Birmingham, 20 April 1968. Enoch Powell, *Reflections of a Statesman: the Writings and Speeches of Enoch Powell* (Bellew 1991) 373-79.

(10) Immigration Act 1971 (IA 1971).

(11) *ibid* s 1(1).

(12) *ibid* s 1(2).

イギリスの市民を規定したのであった。

1962年法制定以後、出入国管理法制が複雑化するなかで、内務省では、1948年法の CUKCs という包括的な地位が誤りであり、イギリスとのつながりを有する者のみに市民権を付与することが望ましいとされていた。しかし、外務およびコモンウェルス省は、イギリス本国のみの市民権創設により海外領土との法的関係が断絶し、これらからの反発が生じるおそれがあるとして、国籍法改正を先延ばしにしたかったとされていた。保守党も移民規制が必要であると認識する一方で、その改正には後ろ向きであったため、1948年法の基本構造を維持し、1971年法の「準国籍」のようなパトリアルを創設するにとどまっていたのであった。<sup>(13)</sup>

しかしながら、1971年法が移民法の集大成として、厳格であったにもかかわらず、旧植民地であるウガンダで Idi Amin によるクーデターが生じ、アジア人が強制退去させられることとなったため、イギリスは、帝国としての歴史的責任から、これらの者を受け入れざるをえなくなった。<sup>(14)</sup>このウガンダのアジア人問題により、イギリス本国と植民地を分けずに CUKCs としている限り、帝国としての歴史的な責任から NCW 移民の入国を受け入れざるをえなくなるため、国籍法改正が必要であるということが明らかとなったのであった。

イギリスの国籍自体についていえば、1948年法は実体的にこれを定義していなかった。しかし、本法施行当時、コモンウェルス市民は、出入国管理法制上、法的に平等とされていたことから、これらが国籍概念の中心的存在であったと考えられる。前述のように、1948年法上、コモンウェ

---

(13) Ann Dummett and Andrew Nicol, *Subject, Citizens, Aliens and Others* (Weidenfeld and Nicolson 1990) 216-17.

(14) 最終的に「約2万8千人」がイギリスに受け入れられた。HC Deb 25 May 1976, vol 912, col WA144 and *Hansen* (n 5) 20.

ルス市民に加え、BPPs という地位が規定されていたほか、アイルランド共和国市民が特権的地位を有していた。BPPs という地位は、イギリスとの歴史的経緯によるものであり、1948年法上、地位を有していたものの、出入国管理法制では外国人的取扱いを受けていた。アイルランド共和国市民も、イギリスとの歴史的関係を有していたが、1948年法上、外国人の定義に含まれず、<sup>(15)</sup> コモンウェルス市民と同様に扱われていた。<sup>(16)</sup>

法的定義の不在や BPPs やアイルランド共和国市民の法的地位にかんがみると、もともと、1948年法におけるイギリスの国籍概念自体があいまいであったと考察することができる。そして、1962年法を契機とし、国籍法制と出入国管理法制とが合致しなくなり、形式的であった1948年法上の複数の地位に出入国管理法制上、差異が生じることとなった。旅券や血統的帰属関係を有する者は国籍概念の中心にとどまった一方で、これらを有しなかった者は、イギリスの国籍の中にありながら、周縁化されていくこととなった。つまり、イギリスの国籍概念は、実体的法的定義が不在のまま、出入国管理法制により、あいまいで、かつ多様性を有したものと形成されていったのであった。

## 2. 1977年の労働党の緑書について

1981年法制定の背景の1つとしてウガンダのアジア人問題をあげることができるが、それ以前の69年にはすでに、おもに東アフリカのアジア人を対象とした1968年法の人種差別的指針を指摘するうえで、超党派の委員会により、イギリス本国および植民地はそれぞれの市民権を有するべきとの意見が示されていた。<sup>(17)</sup> そして、労働党により、1972年に同様の報

---

(15) BNA 1948, s 32(1).

(16) *ibid* s 6(1).

(17) See, LPA, Study Group on Immigration, 'A Three Point Plan Proposed

告がなされた<sup>(18)</sup>後、77年には、緑書「イギリス国籍法 - 実現可能な変更についての議論」<sup>(19)</sup>が発表された。

本緑書による新しい市民権法構想では、イギリスへの帰属の程度と出入国管理法制を一致させることが目的とされていた。「イギリスに密接なつながりを有し、イギリス社会に自身を結びつけることが期待できる者」は「British Citizens」<sup>(20)</sup>とされ、これにより、イギリスへの入国の自由および居住権が認められた。そして、各属領とのつながりを有する者は、「British Overseas Citizens」の地位が付与されることとなっていた。各属領とのつながりを前提としていたため、当該地位を認められた者は、必ず、各属領への入国の自由および居住権<sup>(21)</sup>を有していた。CUKCs および BPPs には、イギリスにもいずれの属領にもつながりを有しない者が存在しており、これらは経過措置としてのみ、「British Overseas Citizens」とされることとなっていた。

イギリスでは、国籍および市民権の両文言が法的に有効に用いられてい

---

Concerning Citizenship & Migration within the Commonwealth' (January 1969) Minutes and Papers 11 June 1969-29 April 1971, 7-9.

(18) 出入国の自由および居住権のほか、政治的権利も有するべきとされていた。Labour Party, *Citizenship, Immigration and Integration: Report (Opposition Green Paper)* (Labour Party 1972) 32.

(19) See, Her Majesty's Stationery Office, *British Nationality Law: Discussion of Possible Changes* (Cmnd 6795, 1977). 訳出に際しては、高佐智美「ポスト『国民国家』における Citizenship 概念の新たな展開—イギリスを例に—(1)」独協法学第53巻(2000年)216頁に依拠した。

(20) Cmnd 6795 para 13. イギリスとの「密接なつながり」は明確には定義されていないが、「British Citizens」は、具体的には、当該人物のイギリスでの出生、養子縁組、帰化または登録により認められたほか、当該人物の両親、祖父母のいずれかが出生または帰化していた場合など血統によっても認められた。See, Cmnd 6795 paras 19-20.

(21) *ibid* para 71.

るが、現在でもなお、両者ともに国籍法制上の明確な定義は存在せず、また、その関係性についても明らかとされていない。しかし、本緑書では、イギリス本国の市民権創設という「現実的な問題に焦点を合わせるため」、国籍概念および市民権概念の両者の関係性を明らかにすることは避けられていた。<sup>(22)</sup> また、市民権と自由や権利との関係については、各制定法がその享有主体を規定しており、国籍法に依拠するものではないとされたため、本緑書では扱われなかった。<sup>(23)</sup>

本緑書は、入国の自由および居住権と、イギリスとの帰属関係とを一致させようとするものであったが、基本的には、1971年法のパトリアルを「British Citizens」とし、出入国管理法制の構造を国籍法化としようとしたものであった。

本緑書については、さまざまな意見が発表されたが、とりわけ「British Overseas Citizens」については批判的な意見が寄せられた。まず、当該地位に、直接的に各属領への入国の自由および居住権が認められていなかったため、「第2級の形態」<sup>(24)</sup>の市民権であると指摘されていた。また、当該地位は、「長期的目的」<sup>(25)</sup>によるものとされていたものの、属領によっては血統による継承が認められておらず、その人口が増加しないことが明らかにされていた。<sup>(26)</sup>したがって、この「長期的」という文言は、属領が「独立

---

(22) See, *ibid* para 2.

(23) See, *ibid* para 66.

(24) 「British Overseas Citizens」の地位を付与される者は、各属領への入国の自由および居住権を有していたが、これは、各属領とのつながりによるものであり、当該地位により直接的に認められたものではなかった。Ann Dummett, *British Nationality Law: a Briefing Paper on the Government's Green Paper* (Action Group on Immigration and Nationality 1977) 6.

(25) Cmnd 6795 para 15.

(26) *ibid* para 77.



するまでに相当の時間が必要であることが暗に示されている」にすぎず、独立が進めば、「誰も当該地位の取得要件を満たさなくなると指摘されて<sup>(27)</sup>いた。

また、CUKCs および BPPs も含めイギリスにも属領にもつながりを有しない者を、経過措置として、限定的にしか「British Overseas Citizens」と認めなかったのは、「数百年にわたり、イギリスにも属領にも入国の権利を有しない者が世界中に存在してしまう<sup>(28)</sup>」ような状況を避けるためであった。このような状況は、ウガンダのアジア人問題のように、帝国としての歴史的責任から大量の移民を受けいれなければならないような事態を引き起こすおそれがあった。属領とのつながりを有しない者の多くは、旧植民地の独立時に、その独立国の国籍あるいは市民権を取得することができなかったため、旧植民地とのつながりにより CUKCs の地位を有していた。これらは、いずれの国または地域にも、自由に入国および居住することができず、出入国管理法制上、事実上の無国籍状態ということができたため、無国籍回避の原則に則し「British Citizens」とするべきとの意見が加えられて<sup>(29)</sup>いた。

本緑書発表後、労働党は、1979年の選挙を前に新たな国籍法を制定しないことを明らかとしていた。他方、保守党は、マニフェストで「将来

---

(27) *Dummett* (n 24) 7.

(28) See, Cmnd 6795 para 68.

(29) とくに、東アフリカのアジア人については、東アフリカ諸国の独立時の取決めにより、イギリスへの入国を許可する特別の認証が発行されることになったため、これらは「British Citizens」に含まれるべきだとされていた。See, Justice, *British Nationality: the Report* (Family law pamphlets, vol 14, no 15, Justice 1980) para 46 and Bishops' Conference of England and Wales, *Concerning the Revision of British Nationality Law, a Statement by the Roman Catholic Bishops* (Catholic Commission for Racial Justice 1979) 3 para 3.

的に主要な移民となる者たちを減少させるため<sup>(30)</sup>の新しい国籍法を制定するとしていた。当該選挙で、保守党が勝利し、1980年、労働党の緑書を基礎とした白書、「イギリス国籍法 - 立法案の概要<sup>(31)</sup>」を発表した。そして、翌年2月、庶民院で第2読会が開かれ、10月30日に女王の裁可を受けて1981年法が公布された<sup>(32)</sup>。

### 3. 1981年イギリス国籍法について

本法は国籍法の現代化をおもな目的とし、男女平等原則による規定を設けたほか<sup>(33)</sup>、以下で述べるような新たな地位を創設した。

1948年法における CUKCs は、①イギリス市民 (British citizens, 以下「BCs」と略す)、②イギリス属領市民 (British Dependent Territories citizens, 以下「BDTCs」と略す)<sup>(34)</sup>、③イギリス海外市民 (British Overseas

(30) *Dummett and Nicol* (n 13) 241. And also see, Ann Dummett, *A Critique of the Select Committee Report and Conservative Party Proposals* (Action Group on Immigration and Nationality 1978) 6-8.

(31) Her Majesty's Stationery Office, *British Nationality Law: Outline of Proposed Legislation* (Cmnd 7987, 1980).

(32) なお、1972年に規定されていた EC における「イギリス国民」の定義は、1981年法の施行と同時に本法を反映したものに再定義された。31 December 1982; OJ C 23 (28 January 1983); Cmnd 9062. 詳細は、Fransman, *Fransman's British Nationality Law* (3rd edn, Bloomsbury Professional 2011) para 3.5.1 を参照のこと。

(33) 男女平等原則に基づくものとしては、本文下記の諸外国で出生での血統による継承での父母両系血統主義の採用のほか (BNA 1981, s 2(1)), 婚姻による BCs の取得は、男女問わず、すべて帰化によるものとされたこと (BNA 1981, s 6(2)) などをあげることができる。ただし、後者については、1948年法上、CUKCs と婚姻した外国人の女性は、婚姻による登録の資格を有していたため (BNA 1948, s 6(2)), 1981年法により、男女平等になったものの、女性は登録の資格を奪われたということもできる。

citizens, 以下「BOCs」と略す)とされた。そのほか、1981年法によるイギリス臣民<sup>(35)</sup>、コモンウェルス市民およびBPPsの地位についても規定されており、BPPsを含め1948年法で地位を有する者は、1981年法でもいずれかの地位を取得することとなった。

本法で、外国人とは、コモンウェルス市民(つまり、BCs, BDTCs, BOCs または各コモンウェルス構成国市民<sup>(36)</sup>)、BPPs またはアイルランド共和国市民のいずれでもない者<sup>(37)</sup>とされていた。BDTCs, BOCs, 1981年法によるイギリス臣民またはBPPsは、イギリスでの5年間の在留によりBCsを登録により取得する資格を有して<sup>(38)</sup>いた。他方、外国人、コモンウェルス

---

(34) もともと白書および法案では、「Citizens of British Dependent Territories」とされていた。Cmnd 7987 para 15 and British Nationality HC Bill (1980-81) 20, pt 2. 本法案の5つの地位のうち4つが、「British」から始まっていたが、1981年法の法案の可決寸前に、「Citizens of British Dependent Territories」だけが例外とされたことが奇妙だとされたため、「British Dependent Territories' citizen」と名称のみを変更された。HL Deb 20 October 1981, vol 424, col 704. なお、BDTCsは、2002年イギリス海外諸領法により、「イギリス海外領市民 (British Overseas Territories Citizens, 以下「BOTCs」と略す)」に名称を変更されている。British Overseas Territories Act 2002 (BOTA 2002), s 2(2)(b). 本法については、佐藤潤一『日本国憲法における「国民」概念の限界と「市民」概念の可能性: 「外国人法制」の憲法的統制に向けて』(専修大学出版局, 2004年) 187頁—92頁が詳しい。

(35) 1981年法では、「イギリス臣民 (British subjects)」とのみされていたが、本法制定以前にも「イギリス臣民」の文言は法的に用いられており(前掲注3を参照のこと)、これらと区別するため本稿では、「1981年法によるイギリス臣民」と表記する。

(36) BNA 1981, s 37(1)(a), (b) and sch 3. 後に、香港返還に関連し、British Nationals (Overseas) がここに加えられている。Hong Kong (British Nationality) Order 1986, SI 1968/948, art 7(3).

(37) BNA 1981, s 50(1)

(38) *ibid* s 4(1) and (2)(a). なお、BDTCsは2002年イギリス海外諸領法によりBOTCsとされたうえで(前掲注34を参照のこと)、BCsも同時に有

市民またはアイルランド共和国市民が BCs を取得するには、原則的には、<sup>(39)</sup> 帰化によるほかなかった。

### 3-1. イギリス市民

BCs には、「イギリスに密接なつながりを有する者」<sup>(40)</sup> が該当した。具体的には、CUKCs のうち、1971年法でパトリアルとされていた者<sup>(41)</sup> であった。本法施行時には、「約6000万人から8000万人」<sup>(42)</sup> が当該地位を取得した。本法により1971年法のパトリアルが廃止され、BCs を取得した者のみがイギリスへの入国の自由および居住権を有した。<sup>(43)</sup>

---

することになった（ただし、キプロスのアクロティリおよびデケリア主権統治領とのむすびつきによる者をのぞく）。BOTA 2002, s 3(1) and (2) (British Overseas Territories Act 2002 (Commencement) Order 2002, SI 2002/1252, art 2(a)). また、BOCs, イギリス臣民または BPPs は、これらのいずれか地位のほかに、国籍または市民権を有しない場合、2002年国籍、移民及び庇護法により、在留要件なしに BCs へと登録する資格を有した。Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (NIAA 2002), s 12, inserting s 4B into BNA 1981. See, *Fransman* (n 32) para 11.3.3, Ian A. Macdonald and Ronan Toal, *Macdonald's Immigration Law and Practice*, vol 1 (8th edn, Butterworth 2010) para 2.20 and Home Office, 'Nationality Instructions' (hereafter, NIs) vol 1, ch 12, Registration of British Nationals, para 12.1.16 <<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/nationality-instructions/>> accessed 25 April 2012. 香港とのつながりによる BDTCs, 香港とのつながりによる BDTCs でかつ British Nationals (Overseas), BOCs, イギリス臣民または BPPs のうち、香港に通常居住し、ほかに国籍あるいは市民権を有しない者は、BCs に登録する資格を有していた (British Nationality (Hong Kong) Act 1997, s 1)。

(39) BNA 1981, s 6(1) and sch 1, para 1.

(40) *ibid* ss 1 and 2, and Cmnd 7987 paras 18 and 32-33.

(41) BNA 1981, s 11(1) (a) and (b).

(42) *Fransman* (n 32) para 11.1.1.1.

(43) IA 1971, s 2(1) (a), as amended by BNA 1981, s 39(2) on 1 January 1983.

イギリスは、伝統的に出生地主義を採用し、これをコモン・ロー上の原則としていた。前述の労働党の緑書でも、単純で包括的であるため、出生地主義の維持が示されていた<sup>(44)</sup>。しかし、出生地主義は、親の国籍いかんを問わず、出生した場所を基準として国籍取得が認められる。そのため、不法滞在者、学生あるいは短期滞在者などの子がイギリスで出生することにより、偶発的な国籍取得が生じることとなる。BCs にイギリスへの入国の自由および居住権を付与すると同時に、出生地主義を維持すると、偶発的取得により、イギリスとのつながりの薄い、またはつながりのない者の数が増加するおそれがあった<sup>(45)</sup>。そのため本法では、イギリスでの出生による BCs の取得に、血統主義的要素が採用されることとなった<sup>(46)</sup>。

諸外国での出生における国籍の血統による継承については、従来、父系血統主義が採用されていたが、本法では、家族関係の変化、複数国籍の容認および男女平等の観点から、母系にも継承が認められた<sup>(47)</sup>。父母両系の血統による継承を認めたことにより、諸外国で出生および居住する BCs、つまり、イギリスとのつながりの薄い、またはつながりが認められない者

---

ただし、本法施行直前に、コモンウェルス市民でパトリアルであった者も引続き、居住権を有することとなった。IA 1971, s 2(1) (b), as amended by BNA 1981, s 39(2).

(44) See, Cmnd 6795 para 34.

(45) Cmnd 7987 paras 42-43.

(46) 具体的には、出生時に父または母が BCs であるとき、またはイギリスに定住しているとき、とされた。BNA 1981, s 1(1) (a) and (b). 血統主義的要素を採用した本法の制定は、したがって、「イングランドとイギリスの歴史、アイデンティティおよび国の伝統を取り巻く伝統の公式的廃止」であると批判されていた。ただし、前述のように、出生による BCs の取得につき、親のいずれかが定住者である場合も認められていたため、実際に影響を受ける者はごく少数であったことも同時に指摘されていた。

*Dummett and Nicol* (n 12) 244 and 46.

(47) See, BNA 1981, s 2(1), Cmnd 6795 para 39 and Cmnd 7987 para 51.

が増加するおそれがあった。そのため、原則として、血統による継承は、<sup>(48)</sup>1世代までと制限が加えられた。これら血統主義的要素の採用および血統による継承の制限は、出入国管理法制からの要請によるものであり、将来的に、潜在的移民となるおそれのあるBCsを増加させないようにするためであった。

### 3-2. イギリス属領市民

CUKCsのうち独立を果たしていないイギリス属領とつながりを有する者は、BDTCsに該当した。<sup>(49)</sup>本法施行時、当該地位には、「約300万人」が該当し、そのうち「約250万人」は香港とのつながりによる者であった。<sup>(50)</sup>

当該地位は、属領のいずれかとのつながりにより認められるものであり、属領すべてを包括するものであった。属領ごとの市民権としなかったのは、基本的には属領の要望によるもので、属領とイギリスとのつながりを強調するためであった。<sup>(51)</sup>属領が独立した際には、その属領とのつながりによる当該地位は喪失されることとなっていた。<sup>(52)</sup>

登録によるBCsの取得には在留要件が付されていたが、<sup>(53)</sup>ECにおける「イギリス国民」に該当するBDTCsは、在留要件なしにBCsに登録する資格を有していた。<sup>(54)</sup>しかし、これに該当したのは、事実上、ジブラルタル人のみであった。ジブラルタル人の大半は、イギリスからの移住者の子孫であり、1971年法では血統によりパトリアルと認められ、イギリスに自

(48) BNA 1981, s 2(1) (a) and Cmnd 7987 paras 53-55.

(49) See, BNA 1981, s 23 and Cmnd 7987 paras 15 and 95-96.

(50) *Fransman* (n 32) para 11.1.2 and app 4.

(51) See, HC Deb 28 January 1981, vol 997, col 1036.

(52) See, Cmnd 7987 para 97.

(53) BNA 1981, s 4(2) (a).

(54) *ibid* s 5.

由に入国および居住することが可能であった。また、EC 域内のイギリスの領土であったことから、1972年のイギリスの EC 加盟により、EC における「イギリス国民」にジブラルタル人も含まれることとなり<sup>(55)</sup>、EC 域内の移動の自由を有した。

そのため、国籍法を改正するにあたり、EC における「イギリス国民」としての移動の自由と、出入国管理法制上の入国の自由および居住の範囲を一致させることが求められていた。しかし、ジブラルタルのみを抜出し特別としてしまうと、フォークランドや香港をはじめとするほかの属領を差別することになり、その実現は困難であった。<sup>(56)</sup>したがって、文言上、ジ

---

(55) (1972) (Cm 4862) 118.

(56) See, HC Comm Deb 2 June 1981, vol 5, cols 894-95. ジブラルタル人に登録の資格が付与されることとなったため、人口や歴史の関係などで類似した状況にあるフォークランド人を BCs に含めるよう求められていた。See, HL Comm Deb 28 July 1981, vol 423, cols 715-17. しかし、ジブラルタル同様、フォークランドを属領のなかで特別とすることも、ほかの属領の市民を差別することになった。また、それだけではなく、フォークランドをイギリスに含むことでフォークランド人に BCs を付与としようとしていたため、これは認められなかった。See, HL Comm Deb 28 July 1981, vol 423, cols 723-25. その後、フォークランド紛争が生じたため、1983年4月、イギリス（フォークランド）法により、フォークランドの BDTCs は同年1月1日にさかのぼって BCs を取得した。British Nationality (Falkland Islands) Act, s 1. 他方、BDTCs のうち、香港とのつながりによる者が過半数を占めていたにもかかわらず、庶民院および貴族院のいずれにおいても、香港の BDTCs に積極的に BCs を付与する議論はみられなかった。ジブラルタルおよびフォークランドの BDTCs は、イギリスからの移住者の子孫で白人系であるのに対し、香港は中国系であったことから、Dummett および Nicol は、本法の「人種的境界線は明確にされた」と指摘していた。Dummett and Nicol (n 13) 250. 香港は1997年に中国に返還されることになっており、これにともなう中国系移民の流入を事前に防ぐために、本法の BDTCs が規定されたとの指摘があった。See, Robert Cottrell, *The End of Hong Kong: the Secret Diplomacy of Imperial Retreat* (Jone

ブルタルとは限定せず、ECにおける「イギリス国民」である BDTCs とすることにより、事実上、ジブラルタル人への特権的取扱いを可能としたのであった。

### 3-3. イギリス海外市民

CUKCsのうち、BCs または BDTCs のいずれにも該当しなかった者は、BOCs を取得した。<sup>(57)</sup> 本法施行時、当該地位を取得した者は「約150万人」存在し、そのうち「約130万人」はマレー半島在住者でマレーシアやシンガポールの国籍も有する中国系住民であり、また、これらのほかに東アフリカのアジア人なども当該地位を取得した。<sup>(58)</sup>

BOCs を取得した者は、これにより、イギリスへの入国の自由および居住権を有することはなかった。そのため、東アフリカのアジア人をはじめとする一部の BOCs は、世界中のいずれにも自由に入国および居住することができなくなった。イギリス政府は、これらに対し BCs を付与すべきであると認めていたものの、とうてい受け入れられないほどの潜在的移民を生じさせてしまうことから、その付与を否定していた。<sup>(59)</sup>

---

Murray 1993) 48 and Mark Roberti, *The Fall of Hong Kong: China's Triumph and Britain's Betrayal* (revised and updated ed, John Wiley & Sons 1996) 30. 事実、香港返還にともない香港とのつながりによる BDTCs は消滅し、その5年後には、BDTCs は、2002年イギリス海外諸領法により、BCs を有することとなった（前掲注38参照）。ただし、これを、1981年法制定に香港返還が影響したとする説の「裏付ける動き」としながらも、「状況の推移であり」、「具体的に証明する資料は公開されていない」ため、断定はできないとの意見もある。愛みち子『香港返還と移民問題』（汲古書院、2009年）63頁。

(57) BNA 1981, s 26 and Cmnd 7987 paras 17, 24, 36 and 103.

(58) *Fransman* (n 32) para 11.1.3 and app 4.

(59) See, Cmnd 7987 para 26. ただし、東アフリカのアジア人に対し、イギ



また、BOCsの子については、無国籍回避の原則におけるイギリスの責務の存在を認めたものの、「出生国が救済措置への責任を有するべきとするのが一般的である<sup>(60)</sup>」としていた。そのため、無国籍となってしまう場合をのぞき<sup>(61)</sup>、出生や継承によりBOCsを取得することはできなかつた<sup>(62)</sup>。当該地位は、イギリスにも属領にもつながりを有しない者のための「残余の

---

リスへの入国を認める特別の認証の発行は続けられることとなっていた。Cmnd7987 para 27. なお、外務およびコモンウェルス省は、ほかに市民権を有しないBOCsが「約21万人」存在するとしていたが、これは、当時の移民規制の対象となっていた者の人数であり、正確ではないと指摘されていた。BOCsのほとんどは、ほかに市民権を有しており、これらの子の大半もほかに市民権を取得するとされていた。See, Home Affairs Committee, *Numbers and Legal Status of Future British Overseas Citizens without Other Citizenship* (HC 1980-81, 158) para 17 (i) and (iii) on page ix.

(60) Cmnd 7987 para 103.

(61) See, BNA 1981, sch 2, paras 1-2 and 4. また、未成年であれば、国務大臣の裁量によりBOCsを取得することも可能であった。BNA 1981, s 27(1). しかし、1993年頃までは、無国籍である事実のみでは不十分とされ、国籍または市民権の取得が過去、現在および未来にもわたって不可能である場合のみ、登録により取得することができた。See, *Fransman* (n 32) para 20.3.2. 2006年11月4日以降、10歳以上の者が申請する場合、善良な人柄を有していなければならなかつた。Immigration, Asylum and Nationality Act 2006, s 58, in force from 4 December 2006 (Immigration, Asylum and Nationality Act 2006 (Commencement No 3) Order 2006, SI 2006/2838, art 4); from 13 January 2010, was repealed by Borders, Citizenship and Immigration Act 2009 (BCIA 2009), s 56, sch 1, pt 2, and replaced by a provision to the same effect: BNA 1981, s 41A(1)-(5), inserted by BCIA 2009, s 47(1), in force from 13 January 2010 (Borders, Citizenship and Immigration Act 2009 (Commencement No 1) Order 2009, SI 2009/2731, art 4).

(62) ただし、香港とのつながりによるBOCsは、無国籍回避のため、1世代に限り継承が可能であった (Hong Kong (British Nationality) Order 1986, SI 1968/948, art 6(2))。

地位 (residual status)」であり、一般的な継承を認めることは本法の趣旨<sup>(63)</sup>に反していたのであった。

### 3-4. 1981年法によるイギリス臣民

1981年法によるイギリス臣民に該当したのは、以下の3者であった。まず、コモンウェルス市民のうち、独立したコモンウェルス諸国の市民権またはCUKCsのいずれも有していなかった者である<sup>(64)</sup>。おもに、インドまたはスリランカに在留するインド系の者であった<sup>(65)</sup>。そして、1949年1月1日以前に出生したアイルランド共和国市民に加え、1965年イギリス国籍法第1条により登録していた女性もこれに該当した<sup>(66)</sup>。本法施行時に、当<sup>(67)</sup>

(63) See, HL Comm Deb 23 July 1981, vol 423, cols 366-67.

(64) 1948年法第13条または第16条により、市民権を有しないイギリス臣民とされていた者。BNA 1981, s 30(a).

(65) See, *Dummett and Nicol* (n 13) 132 and 243. Dummett は、正確な数を把握することは不可能であるとしながらも、市民権を有しないイギリス臣民は、スリランカに「約40万人」、そのほかに「おそらく5万人」ほど存在していたと述べていた。See, Ann Dummett, *Citizenship and Nationality* (Runnymede Trust Publication 1976) 71.

(66) 1949年1月1日直前にアイルランド共和国市民であり、かつ、イギリス臣民であった者は、国務大臣に書面にてイギリス臣民としてとどまることを求める通知をおこなうことにより、イギリス臣民となった。BNA 1981, s 31(1) and (3). また、1948年法第2条によりイギリス臣民である者で、1949年1月1日直前にアイルランド共和国市民であり、かつ、イギリス臣民であった場合は、本法施行時からイギリス臣民となった。BNA 1981, s 31(2). これらの特別な取扱いは、1948年法上にも規定されており、アイルランド共和国とイギリスの間の長い歴史的関係および、両国に在留する血縁者間での親密な関係があったため、1981年法でも維持されることとなった。See, Cmnd 7987 para 109.

(67) 本法施行直前に、1965年イギリス国籍法第1条のもと、コモンウェルス市民である男性と婚姻したことを事由とし、登録によりイギリス臣民の地位を有した女性。BNA 1981, s 30(b).

該地位を取得した者は「約50万人」<sup>(68)</sup>であった。

本法施行後、無国籍となってしまう場合をのぞき、<sup>(69)</sup>出生や継承により当該地位を取得することはできなかった。また、事情のいかんを問わず、本法の BCs をはじめとする地位を含め、ほかに国籍または市民権を取得する際は、当該地位を喪失した。<sup>(70)</sup>一般的取得を不可能とし、複数国籍を否定することにより、当該地位は、本法施行後に増加することは想定されておらず、徐々にその数が減少していくことは明らかであった。

### 3-5. コモンウェルス市民

コモンウェルス市民<sup>(71)</sup>には、上記の BCs、BDTCs、BOCs または各コモンウェルス構成国市民が該当した。1948年法上、コモンウェルス市民は、登録による CUKCs の取得が認められていたが<sup>(72)</sup>、本法施行後、原則的には、帰化によるほかなくなった。コモンウェルス市民は、イギリスと歴史的関係を有する地位であり、BDTCs をはじめとするほかの地位といささか異

---

(68) *Fransman* (n 32) para 11.1.4 and app 4.

(69) See, BNA 1981, sch 2, paras 1-2 and 4. ただし、未成年は国務大臣の裁量のもと、1981年法によるイギリス臣民を登録により取得できたほか(BNA 1981, s 32)、経過措置として、本法施行直前にイギリス臣民として登録資格を有していた外国人女性も登録により取得することが可能とされていた(BNA 1981, s 33)。

(70) *ibid* s 35.

(71) 1948年法では、「コモンウェルス市民」と互換的に「イギリス臣民」の文言が用いられていたが(前掲注3を参照のこと)、本法より、コモンウェルス市民に統一された。BNA 1981, s 37(4)。「イギリス臣民」という文言が、国籍法上の共通の地位として用いられていたのが、コモンウェルスのなかでもイギリスとオーストラリアのみであり、当文言がもはや時代遅れとなり、「コモンウェルス市民」の文言で十分であったことなどがおもな理由とされていた。See, Cmnd 7987 para 106.

(72) BNA 1948, s 6(1).

なっており、法的に区分されていた。<sup>(73)</sup> BCs の取得につき、登録制度は帰化制度よりも容易であったため、ほかの地位同様に当該地位を登録制度に含んでしまうと、広範囲にイギリスへの入国の自由および居住権を付与することにつながった。つまり、これは、イギリス本国とのつながりを反映させようとする本法の趣旨に反していたのであった。コモンウェルス市民は、イギリス本国との関係を有していたが、それは歴史的なものにすぎず、加えて、ほかの地位に比べて人口が多かった。そのため、これらを登録制度に含むことは潜在的移民を増加させるおそれがあった。さらに、すでに移民法によってコモンウェルス市民としての登録制度における特権的地位がかなり後退していたことも、帰化制度に含まれる根拠とされていた。<sup>(74)</sup> これらにより、コモンウェルス市民としての特権的地位は、ほぼなくなったといえることができる。

### 3-6. イギリス保護民

BPPs に該当したのは、「おおよそ14万人」<sup>(75)</sup> で、ブルネイ、ソロモン諸島および東アフリカに存在していた。<sup>(76)</sup> 1981年法によるイギリス臣民同様

---

(73) See, HC Comm Deb 2 June 1981, vol 5, col 874.

(74) See, *ibid* col 874. 1962年法で、5年間の通常居住が要件とされ (CIA 1962, s 12(2)), 1971年法では、定住が認められずパトリアルでもない場合は、国務大臣の裁量のもとでの登録によるものとされた (BNA 1948, s 5A(2)(a)-(e), as provided by IA 1971, sch 1, app A)。本法施行後は、経過措置としてのみ、登録により BCs を取得することができた。BNA 1981, s 7; replaced by NIAA 2002, ss 15, 161, sch 2, para 1(a) and sch 9, in force from 7 November 2002. 詳しくは、*Fransman* (n 32) paras 8.5.1 and 17.2.1-17.2.3 を参照のこと。

(75) *Fransman* (n 32) para 11.1.5 and app 4.

(76) 旧保護領、旧イギリス信託統治領、または、旧アラビア保護領とのつながりを有していた者は引き続き BPPs を有した。British Protectorates,

に、無国籍となってしまう場合をのぞき、<sup>(77)</sup> 一般的取得を認めず複数国籍を否定することで、<sup>(78)</sup> 本法施行後、その人口は減少するのみであった。

国籍法制における BPPs という法的地位は、歴史的に非常に特異であり、イギリスの国籍概念のあいまいさが端的に現れているといえる。当該地位は、1948年法上のコモンウェルス市民には含まれず、また、出入国管理法制において入国の自由および居住権を有したことがなかった。<sup>(79)</sup> そのため、*East African Asians* 事件<sup>(80)</sup> では、BPPs については、1968年法の入国規制が<sup>(81)</sup> 人種差別であるとは認められなかった。また、*Thakrar* 事件<sup>(81)</sup> では、イギリ

---

Protected States and Protected Persons Order 1982, SI 1982/1070, art 6, and Solomon Islands Act 1978, s 2(4) (b). なお、本法施行時、ブルネイが唯一の保護国に該当しており、ブルネイ市民も当該地位を取得した。See, British Protectorates, Protected States and Protected Persons Order 1982, SI 1982/1070, art 5. ただし、ブルネイは1984年1月1日に独立したことにより (British Nationality (Brunei) Order 1983, SI 1983/1699, arts 1(2) and 3), ブルネイとのつながりにより BPPs であった者はこの地位を喪失した。British Nationality (Brunei) Order 1983, SI 1983/1699, art 2(2). 詳しくは、*Fransman* (n 32) B.38 を参照のこと。

(77) British Protectorates, Protected States and Protected Persons Order 1982, SI 1982/1070, arts 6(2) and 7.

(78) *ibid* art 11(1).

(79) ただし、1954年4月1日から62年6月30日まで、BPPs は入国規制の対象とされていなかった。See, Aliens Order 1953, SI 1953/1671, art 24(2), Clive Parry, *Nationality and Citizenship Laws of the Commonwealth and the Republic of Ireland* (Stevens & Sons 1957) 352-53 and *Fransman* (n 32) para 7.3 n 26.

(80) *East African Asians v United Kingdom* (1973) 3 EHRR 76. なお、ヨーロッパ人権委員会は、アジア系の CUKCs については、1968年法による入国規制が人種、性別に基づく差別であり、家族の再結合を阻むものであるとして、ヨーロッパ人権条約第3条、第8条および14条侵害であるとの意見を発表した。しかし、イギリス政府および委員会は、同条約の侵害を認めず、ヨーロッパ人権裁判所に提訴しなかった。

スに一度も居住したことの無い BPPs の国際法上の受入れ義務は存在しないとされ、<sup>(82)</sup> *Harjendar Singh* 事件では、BPPs は難民条約におけるイギリス国民に含まれず、難民としての地位を主張しうることが明らかとされていた。

しかしながら、これらにより、法的に BPPs が外国人であると断言することはできない。<sup>(83)</sup> 上記のように BPPs は、国籍法上の外国人の定義には含まれず、登録により BCs を取得でき、イギリスの旅券が発行され、領事館保護あるいは援助を受用することができた。<sup>(84)</sup> また、BPPs のうち東アフリカのアジア人には、特別の認証によりイギリスに入国することができた。<sup>(85)</sup> そのほか、出入国管理法制および国籍法制以外のほかの制定法での国民の定義に含まれていることから、<sup>(86)</sup> 徐々にイギリスの国民に含まれつつあると

---

(81) *R v Secretary of State for the House Department ex p Thakar* [1974] QB 684, [1974] 2 All ER 261. なお、当事件では、BPPs の受入れ義務を否定していたが、結局は、原告である Thakrar は BPPs ではないとした。

(82) *R v Chief Immigration Officer Gatwick Airport ex p Harjendar Singh* [1987] Imm AR 346.

(83) See, NIs, vol 1, ch 54, British protected persons, paras 54.4.4-54.4.4.5 and vol 2, s 2, United Kingdom National para 2. ただし、BPPs は、制定法によるものと国王大権によるものがあり、国王大権による BPPs は、国籍法制上、外国人とされており、登録により BCs を取得することができない。NIs, vol 1, ch 54, British protected persons, para 54.4.1.

(84) ただし、領事館保護は、期待されるものであり、法的義務ではない。See, *Mutasa v Attorney-General* [1980] QB 114, [1980] 3 W L R 792.

(85) 特別の認証は、東アフリカの BPPs のほか、BOCs, 1981年法によるイギリス臣民に発行された。ただし、2002年3月5日に、特に議論のないまま廃止されている。See, *Fransman* (n 32) paras 9.1.3 and 11.3.3, *Macdonald and Toal* (n 38) para 2.20, NIs, vol 2, s 2, East African Asians, para 2, *RM (Special Vouchers-representation) India* [2005] UKIAT 00067, IAT Reported; *HG and RG (India-Special Voucher Rules)* [2005] UKIAT 00002, and Cmnd 7987 paras 27 and 105.

されている。<sup>(87)</sup>

BPPs と1981年法施行当時のイギリスとの関係はかなり希薄であったが、歴史的経緯を有する地位であり、イギリスはこれらに対し帝国としての歴史的责任を有していた。そのため、国籍法制から排除することもできず、その地位は限りなく外国人に接近しつつ、イギリスの国籍の周縁に位置していたと考えられる。

### 3-7. アイルランド共和国市民

アイルランド共和国は、コモンウェルスに加盟していない独立国であるが、上記のように、1948年法上、特権的な取扱いを受けていた。1981年法上、外国人の定義には含まれていなかったが、登録制度には含まれず、<sup>(88)</sup>アイルランド共和国市民としての国籍法制上の特権的地位はほぼなくなったといえる。ただし、アイルランド共和国は、イギリス、マン島およびチャンネル諸島と共通旅行区域（Common Travel Area）を構成しており、域内であれば自由に移動および在留することができた。<sup>(89)</sup>これに加え、同国はEC加盟国であり、これら市民はBCs同様に、イギリスに自由に入国および居住することが可能であったことから、これらの法的地位は特権的であっ

---

(86) 例としては、Antarctic Act 1994, s 31(1), Chemical Weapon Act 1996, s 3(4), Outer Space Act 1996, s 2(2) and International Criminal Court Act 2001, s 67(1) などがある。See, Laurie Fransman, 'The Human Rights Act and British Nationality' in Nicholas Blake and Laurie Fransman (eds), *Butterworth's a Guide to the Human Rights Act 1998* (Butterworths 1999) para 2.2 n 18 and *Fransman* (n 32) para 7.3 n 28.

(87) *Macdonald and Toal* (n 38) para 2.4.3.

(88) ただし、1949年1月1日以前の出生による登録については、前掲注66を参照のこと。

(89) IA 1971, ss 1(3) and 11(4), and see, *Macdonald and Toal* (n 38) paras 6.2-6.5.

たといえる。

### 3-8. 小括

本節では、1981年法の具体的な構造について述べたが、従前の国籍法制および出入国管理法制との関係より、以下のことを指摘することができる。まず、本法は、国籍法でありながら、その実際は移民法であったということである。そして、その基本構造は、1971年法に依拠したものであった。1971年法におけるパトリアルのほとんどが、本法により BCs と認められ、イギリスへの入国の自由および居住権を有した。その一方で、パトリアルでなかった者は、新たな法的地位を付与されたものの、これにより、イギリスに自由に入国および居住することができなかった。BCs のみがイギリスへの入国の自由および居住権を有することにより、BDTCs 以下の地位を有する者が、大挙してイギリスに流入することを防ぐことが可能となったのであった。そして、広範囲への BCs の付与は潜在的移民の発生につながるおそれがあったため、血統主義的要素を採用し、継承への制限を設けたのであった。また、救済措置として、ほかに市民権のない BOCs を BCs に含めることを否定したのも、これらと同様に、出入国管理法制の観点によるものであった。

つぎに、確かに本法は従前の国籍法制を現代化させたものであるが、1948年法と同じ範囲に国籍法上の地位を認め、かつ、複数の地位を有していたことにより、帝國的構造を一部残存させていたということを指摘することができる。BDTCs 以下の法的地位は、出入国管理法制上、BCs とは明らかに異なっていたが、国籍法制上の定義では外国人とも異なっていた。BDTCs, BOCs, 1981年法によるイギリス臣民および BPPs は、登録による BCs の取得、イギリスの旅券の発行、外交保護および領事館保護の享受などの点でも外国人と異なっていた。また、コモンウェルス市民お

190(375) 法と政治 63巻2号 (2012年7月)



よびアイルランド共和国市民も含め、本法によりいずれかの法的地位を有する者のなかには、イギリスにいったん居住してしまえば、さまざまな自由および権利を享受することができる者が存在した。イギリスでは、国内での自由や権利は各制定法で規定されており、その多くがイギリス臣民の文言が用いられていた。本法では、BCsが入国の自由および居住権を有したが、それ以外については「いずれ再定義することは可能である」が、必ずしもBCsと結びつく必要はなく、従前どおりの「広いイギリス臣民のままのほうが望ましい場合もある<sup>(90)</sup>」とされていた。これらより、本法には、入国の自由および居住権を有しないが、外国人とも異なる複数の法的地位が存在していたことがわかる。

そして、BDTCs以下の地位については、長期的目的に沿って規定されたものではなく、徐々に人口が減少し、近い将来、何らかの形で廃止されるような構造となっていたといえる。とくに、BOCs以下の地位については、無国籍回避の原則にしたがった例外的取得を認めるのみで、一般的取得を否定していたことから、長期的目的に則していないことは明らかであった。これらはイギリスと歴史的経緯を有しており、本法施行時のイギリスとの関係が希薄になっていたため、居住地の国籍または市民権を取得することが望ましかった。他方、BDTCsは、血統による継承に制限はなく、また複数国籍も容認されていたことなどから、他の地位に比べ特別な取扱いをされていた。しかし、BDTCsの過半数が存在した香港は、1997年に返還されることとなっており、それ以降は小さな属領を残すのみとなるは

---

(90) See, Cmnd 7987 para 110. なお、本文当該部分での「イギリス臣民」とは1948年法におけるコモンウェルス市民と同義。白書の記載に則した。ただし、BCs以外の者は、将来、自由や権利がはく奪される可能性があることが指摘されていた。Ann Dummett and Ian Martin, *British Nationality the AGIN Guide to the Law* (2nd eds, National Council for Civil Liberties 1984) 8.

ずであった。そして、BDTCsは、各属領での入国の自由および居住権を有していたことから、理論上、属領の独立により廃止されても無国籍問題は生じないはずであった。これらから、BOCs以下の地位ほどではないが、当該地位についても、いずれは何らかの形で消滅することになっていたと考察しうる。

つまり、本法は、帝國的構造を残存させつつ、現代的構造を有すると同時に、将来的な発展可能性も有していたのであった。国籍法制が新たな構造へと展開されるなか、実体的定義が不在のまま、歴史的に形成されてきたイギリスの国籍概念は、本法でどのようにとらえられたのか。以下第4節では、Lord Geddesによる「国民的地位」の創設をめぐる議論によりつつ、イギリスの国籍概念について考察を加える。

#### 4. 国際的局面での「国民的地位」

本法は、国籍法と出入国管理法制を合致させることが主要な目的であり、国籍法であるにもかかわらず、イギリスの国籍は実体的に定義されなかった。そのため、複数ある地位のいずれがイギリスの国籍に含まれるのかが法的に明確とならなかったのである。このイギリスの国籍の法的定義の不存在は、第3国への入国で問題となりえた。ある者が第3国へと入国しようとする場合、国籍の存否、あるいは、いずれの国の国籍を有しているかということは、その入国の可否を左右する重要な要素となる。国際的慣行として、外国人の受入れは自由であるとされている。しかし、ある外国人を国外に退去させる場合、当該人物の受入れ国がなければ退去させることができない。そのため、外国人の受入れ自由の反面、各国は自国民の受入れ義務を有しているとされている。BCsはイギリスへの入国の自由および居住権を有したので、イギリスが最終的な受入れ国となることは自明であった。しかしながら、BDTCs以下の地位については、イギリスが最終

192(373) 法と政治 63巻2号 (2012年7月)

的な受入れ国となるか否かが明白ではなく、第3国への入国が拒否されるおそれがあるとされていた。<sup>(91)</sup>

そのため、Lord Geddes は、貴族院にて、BCs, BDTCs および BOCs を「国民的地位」とすることを求めた。<sup>(92)</sup> Lord Geddes は、イギリスへの入国の自由および居住権を付与することなく、国際的な観点から BCs, BDTCs および BOCs を「国民的地位」とすることにより、これらの第3国への入国をより安定的なものにしようとしていた。<sup>(93)</sup> 「国民的地位」に、これら3つの地位を含めた根拠として、Timothy Raison が、外交保護を享受するという意味で BDTCs がイギリスの国民であると認めていたこと<sup>(94)</sup> や、BCs, BDTCs および BOCs の間に、第1級、第2級市民権といった階級の差異がないことが強調されていたことがあげられていた。<sup>(95)</sup> また Lord Elwyn-Jones は、国籍が国内および国際的に異なった範囲を示すことができると示唆していた。<sup>(96)</sup> これによれば、イギリス本国への入国の自由および居住権は、国内的事項であり、「国民的地位」を規定しても、BCs のみがイギリスへの入国の自由および居住権を有するという構造を維持すること

---

(91) BOCs については、1983年にカナダに、「これらの旅券が無意味である」として入国ビザの発行が拒否されていた。Melamoe Philips, 'Canada Says Passports Meaningless' *The Guardian* (London, 20 July 1983) 3. 現在では、BOCs はカナダへの入国にビザは必要とされていないものの、イギリスへの再入国の資格を有していることが要件とされている。See, Government of Canada, 'Information for British Passport Holders' (17 June 2011) <[http://www.canadainternational.gc.ca/united\\_kingdom-royaume\\_uni/visas/passports\\_brit\\_passeports.aspx?view=d](http://www.canadainternational.gc.ca/united_kingdom-royaume_uni/visas/passports_brit_passeports.aspx?view=d)> accessed 25 April 2012.

(92) HL Deb 13 October 1981, vol 424, col 261.

(93) See, *ibid* col 262.

(94) *ibid* col 263, quoted from HC Deb 4 June 1981, vol 5, col 1189.

(95) See, HL Deb 13 October 1981, vol 424, col 263.

(96) *ibid* col 265.

が可能であるとされていた。そして、「国民的地位」はイギリスの国籍の国際的な範囲として、第3国に対し、イギリスがBCs, BDTCs およびBOCsに責任を有し、これらがイギリスとのつながりを有していることを明らかにできるとして、Lord Geddes を支持していた。

しかし、Lord of Trefgarne は、BDTCs は確かに「『イギリスの (British)』地位であることを疑う余地はない」としつつ、「政府の見解として」, 「国民的地位」の創設は本法の趣旨に反していることから、受け入れがたいと述べていた。<sup>(97)</sup>

そもそも、1948年法でCUKCsが、イギリスのみではなく植民地の市民も含む地位であったため、本法により、イギリスにつながりを有する者がBCsとされ、これらの中にイギリスへの入国の自由および居住権を付与されることとなったのである。BCs, BDTCs およびBOCsの法的地位には優劣はなかったが、BDTCs およびBOCsは、従来の移民規制の対象となっていたCUKCsであった。「国民的地位」には移民規制の対象となっている者も含まれていたため、ウガンダのアジア人問題のように、最終的に、これらをイギリスが受け入れなければならない事態が生じるおそれがあった。つまり、「国民的地位」の規定は、BDTCs およびBOCsが潜在的な移民となることとなり、出入国管理法制の観点からCUKCsからBCsを創設した意義が失われることにつながった。それゆえ、Lord Geddesの提案の受け入れは困難であったのである。

BDTCs およびBOCsにとって、イギリスの国籍であると明確に認められることは、領事館保護を享受できるようになるだけでなく、最終的な受け入れ国がイギリスであるということが第三国に対して明らかにされるということであった。そのため、国籍概念は「国際法では必要不可欠のもの」

---

(97) See, *ibid* cols 270-71.

であるとの見解があった一方で、「イギリスの政治家の多くは、国籍に対して、移民規制以上の意味を見出していな<sup>(98)</sup>」かった。最終的に賛成102に対し反対105と否決され、「国民的地位」は創設されなかった。

## 5. お わ り に

国籍法制は、国家の歴史および政治、社会状況、文化などを反映するものであり、イギリスの従来の国籍法制には、植民地やドミニオンとの関係より、帝國的構造があった。1981年法は、この国籍法制を現代化するために制定されたものであったが、一部、帝國的構造を残し、従前の国籍法制との連続性を有していた。

新たな国籍法制定により、従前の国籍法制の帝國的構造を断絶し、現代的展開として、BCs 以外を外国人とすることも理論上、可能であったと思われる。しかし、これらを外国人としなかった理由として、イギリスが帝国としての歴史的責任を有していたことに加え、1948年法上の地位を有していた者が相当な数に上っていたこともあげることができる。1962年法以降の出入国管理法制により、多くのコモンウェルス市民はイギリスに自由に入国および居住することができなかつた。出入国管理法制上の実質的な法的地位はどうであれ、これらのコモンウェルス市民は、形式的には、イギリスの国籍法上の地位を有し、イギリスの国籍を有していたのであった。これらの法的地位は、帝国としての歴史に起因するものであり、イギリスには帝国としての歴史的責任があった。そのため、新しい国籍法を制定するにあたり、これらのイギリスの国籍をはく奪し、外国人とすることができなかつたと考えられる。これらのなかには、ほかに国籍または市民権を有していない者も存在しており、イギリスの国籍をはく奪

---

(98) *Dummett and Nicol* (n 13) 251.

すれば、無国籍となってしまうのであった。無国籍回避の原則に基づき、救済措置としてこれらにBCsを付与すると、多数の潜在的移民を生じさせることとなり、出入国管理法の観点から移民の入国を防止しようとする本法の趣旨に反したのであった。したがって、国籍法上の地位と認める一方で、BDTCs以下の地位にイギリスへの入国の自由および居住権を付与せず、将来的にこれらが消滅する構造を採用したと考えられる。

国籍概念についていえば、その実体的な法的定義の不在は、国籍法制の帝國的構造および出入国管理法に起因するものである。イギリスで、国籍概念が明らかにされなかった理由として、1960年代以降、出入国管理法さえ厳格にして移民の入国を規制できていれば充分であると考えられていたことがあげられる。また、出入国管理法で入国の自由および居住権を否定されたものの、植民地や属領との政治的關係により、形式的であっても、国籍法上のつながりが必要とされていたことも理由の1つであろう。これらを背景とし、帝國的構造を有する国籍法制を維持する一方で、出入国管理法により国籍法上の法的地位に差異を設けることで、国籍概念のあいまいさと多様性が、歴史的に形成されていったのであった。

1981年法においても、国籍概念は実体的に定義されず、従前の国籍概念が維持された。つまり、本法では、イギリスとの関係性を反映させた複数の地位が存在しており、その関係性に応じ、それぞれの地位が国籍概念の中心から周縁まで位置していたということである。具体的には、イギリス本国とのつながりのあるBCsは、国籍概念の中心に位置していた。BDTCsは、属領との関係より、ほかの地位とは異なった取扱いを受けていたためBCsに近く、一方で、帝国としての歴史的責任から継続せざるをえなかったBPPsは外国人的な地位であったということである。

前述のように、イギリスの国籍概念は、歴史的に形成されたものであり、帝國的構造と強く結びついているものであった。そのため、国籍概念の法

的明確化は、コモンウェルス構成国や属領などにも関係し、煩雑であっただけではなく、帝国としての歴史的責任を明らかとすることであり、それは、潜在的移民を生じさせることにつながった。繰り返すが、1981年法の基本構造は出入国管理法制に依拠したものであり、潜在的移民の発生および増加を防止しようとするものであった。そのため、本法でのイギリスの国籍の定義づけ、および、国際的な「国民的地位」の創設は困難であったのである。

イギリスの国籍法史において、出入国管理法制はコモンウェルス市民の法的地位に差異を生じさせることにより、脱帝國的構造の契機となった。本法は、帝國的構造を残存させつつ、その基本構造を出入国管理法制に依拠することにより、国籍法制史における現代的展開を見せた。そして、それと同時に、複数の地位も、将来的になんらかの形で消滅し、BCsに収斂していくことが考えられたことから、本法は、帝國的構造を清算し、現代的構造を有した国籍法制への転換可能性を有していたものであったといえる。

A Structural Change in British Nationality Legislation  
—a modernization of the British nationality legislation  
and the legal concept of the nationality in  
the 1981 British Nationality Act—

Noriko MIYAUCHI

The article aims to explore a structural change in the British nationality legislation and the legal concept of British nationality by examining the enactment of the 1981 British Nationality Act.

The author mentions three aspects of the structure of the 1981 British Nationality Act. The first is imperialism. The 1981 British Nationality Act had a number of statuses even for those who no longer had any close ties with the United Kingdom; everyone who had a status at the time of the previous legislation, did not lose that status when the new legislation came into force. Historically, they were connected to the British Empire by way of their ancestry and the United Kingdom had the moral and legal responsibility for them. The second aspect is modernization. This was the main purpose for the enactment. The 1981 British Nationality Act followed the immigration legislation; those who had close personal connections with the United Kingdom became British citizens and obtained the free entry and the right of abode. The third and final aspect is unification considering the future. Aside from the status of British citizens, all other statuses will vanish.

Also, the author analyzes a legal concept of nationality with reference to arguments on the amendment, “Status of the British National” moved by Lord Geddes in the House of Lords on the 13th of October, 1981. The amendment was controversial because it included two statuses which did not have the free entry to and the right of abode in the United Kingdom. The legal concept of British nationality was and even now is, vague and diverse. This was structured historically by the post-war nationality legislation and immigration controls and it was connected strongly to imperialism. If the



concept of British nationality had been defined legally, many would have become stateless, thus causing a massive flow of immigrants into the United Kingdom, where they would have obtained the status of British citizens, under the Reduction of Statelessness. However, this was not acceptable, therefore the concept of nationality was left vague and diverse.

論

説